

## 鹿児島工業高等専門学校自己点検・評価における点検項目の選定に関する要領

令和8年6月3日  
校長 裁定

- 1 鹿児島工業高等専門学校内部質保証規則第7条第2項に基づき、鹿児島工業高等専門学校(以下「本校」という。)が実施する自己点検・評価における具体的な点検項目は、次項以下に定めるところによる。
- 2 機関別認証評価の基準に基づく点検項目は、次に掲げる項目とする。
  - (1) 鹿児島工業高等専門学校内部質保証に関する実施計画において、当該年度に点検対象とされている領域に属する項目
  - (2) 新たに設定された基準に関する項目
  - (3) 前回の機関別認証評価で指摘を受けた項目
  - (4) 前年度の自己点検・評価において「改善を要する」と判断された項目
- 3 部局の重点項目に基づく点検項目は、各部局が重点的に取り組む事項の中から、当該部局が選定するものとする。
- 4 本校のミッション及び三つの方針に基づく点検項目は、次に掲げる項目とする。
  - (1) 本校のミッションに基づく項目(第2項各号に掲げる項目と重複するものを除く。)
  - (2) 本校の三つの方針に基づく項目(第2項各号に掲げる項目と重複するものを除く。)
  - (3) 前年度の自己点検・評価において「改善を要する」と判断された項目
- 5 外部評価委員会の指摘事項に基づく点検項目は、直近の外部評価委員会において指摘を受けた事項に関する項目とする。
- 6 第三者評価(機関別認証評価を除く。)に関する点検項目は、次に掲げる項目とする。
  - (1) 翌年度に受審を予定している第三者評価の評価基準に基づく項目
  - (2) 第三者評価において指摘を受けた事項に関する項目
  - (3) 前年度の自己点検・評価において「改善を要する」と判断された項目
- 7 国立高等専門学校機構の中期目標・計画の達成に必要な点検項目は、次に掲げる項目とする。
  - (1) 前年度の年度計画において未達成となった項目
  - (2) 年度計画フォローアップ(中間報告)において達成状況が「△」又は「×」と評価された項目
  - (3) 前年度の自己点検・評価において「改善を要する」と判断された項目
- 8 第2項第3号及び第4号、第4項第3号、第5項、第6項第2号及び第3号並びに第7項第3号に基づく項目については、自己点検・評価報告書を「評価結果の対応措置」に関する報告書と兼ねるものとする。
- 9 対応措置の実施により、年度の途中で改善活動が完了した項目についても、当該改善結果及

びその根拠資料を自己点検・評価報告書に記載し、報告するものとする。

- 10 前2項の規定により改善結果の報告が行われた項目については、当該項目を翌年度の自己点検・評価における点検項目から除外するものとする。

#### 附 則

この要領は、令和8年6月3日から施行する。